

石綿健康被害救済基金への都道府県拠出に関する申し入れ

「石綿による健康被害の救済に関する法律」が平成18年3月27日に施行され、この法律に基づき、国は都道府県に対し石綿健康被害救済基金への拠出を求めている。

これまで国からは、都道府県に負担を求める理由などについて納得のいく説明がなされておらず、また、アスベスト対策については、都道府県においても、相談体制の整備、健康調査、飛散防止対策等様々な対策を講じてきたほか、今後とも、公共施設のアスベスト除去や建築物の解体の監視強化等に多額の負担を余儀なくされている。

このようなことから、これまで国会としては、本来、健康被害の救済は原因者である事業者負担を基本とし、また、今回の事態が国の対応の遅れによって生じたものであることを重く受け止め、健康被害者救済のための公費負担については、公害健康被害の補償等に関する法律の例にならい、国の責任において対応するよう主張してきたところである。

しかしながら、実際にアスベストによる健康被害で苦しんでいる被害者が多くいることや、アスベストと全く関係の無い企業も負担すること、また、都道府県においても公共施設等でアスベストを使用していることなどを考慮し、被害者救済を優先する立場から、今回の拠出に限っては、都道府県も一定の負担をすることはやむを得ないとの結論にいたったものである。

ただし、本来国の責任において行うべき被害者救済について、早急に社会全体で隙間なく行う観点から、都道府県も協力するものであることから、下記の点について強く申し入れる。

記

- 1 拠出するにあたっては、十分な地方財政措置を講ずること。
- 2 今後、費用負担のあり方等について見直しを行う際には、地方公共団体に新たな負担を求めないこと。
- 3 今回のように、地方公共団体に新たな事務や負担を義務づけるような事案については、事前に地方公共団体と十分に協議を行い、理解を得ること。

平成18年11月27日

全 国 知 事 会